

まとめ

1 広報紙掲載の理由

全国の各市町村では、国保税の滞納と医療費に関する記事を広報紙に掲載しないと思われま

- その理由としては、
- (1) 滞納者という特定の者に限るため、滞納者をさらし者にする。
 - (2) 滞納者の医療費が、あからさまになる。
 - (3) 善良な納税者には反響が大きすぎて、逆効果を招く恐れがある。
 - (4) 国保税の徴収について指摘される。

以上のような事柄があげられます。

しかし、納税は国民の義務であり、特に、目的税である国保税の滞納をこのまま放置しておくわけにはまいりません。滞納者の自覚と納税を促すため、あえて掲載したものです。

2 国保は相扶共済制度

国民健康保険は、相扶共済の精神に基づいて、疾病、負傷等の保険給付を行うことを目的とする制度です。

この国保を運営するための財源は、国や県の支出金等以外は、すべて国保税で賄わなければなりません。

国保税は、加入者の所得や資産等に応じて課税し、しかも低所得者に対しては減額の措置も講じていますので、決して納められない税額ではないはず

にもかかわらず、国保税を滞納する一方、多額の医療を受けている実態は、相扶共済制度としての国保ではありません。

3 滞納が多ければ

国保財政はパンク

国保税は、国保事業にあてるための目的税ですから、滞納が多ければ国保の運営に支

障をきたすことは火を見るよりも明らかであり、滞納者よりもより善良な納税者に対しても国保税の負担増を強い結果となるわけ

です。ですから、国保税の負担増を極力押さえるとともに国保財政をパンクさせないためにも、滞納を無くさなければなりません。

4 滞納者へのアドバイス

(1) 高くない国保税

国保加入世帯平均の国保税は十四万九千六百八十二円で、このうち滞納世帯平均は九万六千四百四十六円なので、滞納世帯の国保税は決して高くない

(2) 納税の義務

滞納をしても十分な医療を受けられる国保は、滞納者にとっては実在にない制度であり、この恩恵を当然のことのように思っているかも知れないが、このまま滞納額が増加していくと国保財政は危機に直面します。国保財政健全化のため納税の義務を果

たしていただきたい。

特に、後述するペナルティーを課されないためにも早急な納税を望みます。

(3) 滞納者に対する

ペナルティー

滞納者に対しては、次のような処分を行うこととなりますので、ご了承ください。

◎差押えの執行

悪質な滞納者に対しては、不動産、電話加入権及び預金等の差押えを執行します。

◎保険証の不交付

64年4月から新しい国保被保険者証に切り替わりますが、滞納者に対しては原則として国保被保険者証は交付いたしません。

◎資格証明書の発行

保険証が交付されない滞納者に対しては、国保被保険者資格証明書を発行します。

この資格証明書で医療を受けた場合には、医療費全額を医療機関等に支払い、後日、その領収書を国保係へ提出して、国保が負担する七割分の医療費の支払いを受けることとなりますが滞納しているために支払いを差し止められる場合もあります。

5 ご意見等を

お寄せください

この記事を読まれた方は善良な納税者だけで、滞納者は目もくれないかも知れませんが、賛否両論あろうかと思いますが、いずれにしても今後の国保運営上の参考になりたいと思いますので、ご意見やご感想等を税務課へお寄せくださるようお願いいたします。

今月は、集合税第4期分の納期です
9月末日までに、必ず納税してください。